

秋田市河辺三内字曾場台163熊谷昇ほか15名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（寺田地区農業河川工作物応急対策等事業）変更計画書写し
- 2 縦覧期間
平成26年5月27日から同年6月23日まで
- 3 縦覧場所
秋田市河辺市民サービスセンター